

2 市町村毎訓練関係資料

住民避難誘導訓練（東通村）実施要領

1. 訓練の目的

東北電力(株)東通原子力発電所1号機において、原子力災害が発生したことを想定し、住民参加による避難誘導訓練を行い、住民における一時集合場所への参集及び避難所への避難方法の確認と防災体制の確立及び防災業務関係者の緊急時対応能力の向上を図る。

2. 訓練日時

平成30年11月11日（日）8：50～14：00

3. 訓練場所

【空路避難訓練】

東通村（各地区集合場所、旧小田野沢小中学校、旧南部中学校）

【海路避難訓練】

東通村（各地区集合場所）、むつ市（大平岸壁）

4. 訓練の内容及び進め方

（1）空路避難訓練（猿ヶ森、小田野沢、老部、白糖）

- ・原子力災害が発生し、P A Z（発電所から5 k m圏内）及び猿ヶ森地区住民に避難指示がなされた場合において、国道338号及び国道279号横浜町付近の道路寸断を想定し、旧小田野沢小中学校及び旧南部中学校からへりによる空路避難を実施する。
- ・避難所へは向かわず搭乗までの流れを確認し上空を周遊するのみとする。
- ・主に次の項目を実施し、その方法等を確認する。
 - ①一時集合場所への住民の参集と住民の誘導
 - ②空路による住民避難

（2）海路避難訓練（尻屋、岩屋、尻労、褰部地区）

- ・原子力災害が発生し、U P Z（発電所から30 k m圏内）住民に避難指示がなされた場合において、国道279号横浜町付近の道路寸断を想定し、大平岸壁（むつ市）からの船舶による海路避難を実施する。
- ・避難所へは向かわず乗船までの流れを確認し港湾周辺を航行するのみとする。
- ・主に次の項目を実施し、その方法等を確認する。
 - ①一時集合場所への住民の参集と住民の誘導
 - ②海路による住民避難

5. 避難者数及び避難場所等

◇集合場所及び参加者数（予定）

（1）空路避難訓練

地区名	一時集合場所	離着陸場所	男	女	計
猿ヶ森	猿ヶ森農民研修所	旧小田野沢 小中学校	1	1	2
小田野沢	旧小田野沢小中学校		2	0	2
老部	南地区基幹集落センター	旧南部中学 校	1	1	2
白糠	旧南部中学校		2	0	2
合 計			6	2	8

（2）海路避難訓練

地区名	一時集合場所	乗船場所	男	女	計
尻屋	北地区基幹集落センター	大平岸壁	9	1	10
岩屋	岩屋集会所		7	3	10
尻労	尻労漁村センター		4	6	10
襦部	襦部集会所		2	0	2
合 計			22	10	32

◇避難経路

（1）空路避難訓練

陸路（公用車）

- ・一時集合場所（猿ヶ森、老部）～離着陸場所【往復】

空路（陸上自衛隊ヘリ）

- ・離着陸場所～上空旋回～離着陸場所

（2）海路避難訓練

陸路（借上バス、村福祉バス）

- ・一時集合場所～大平岸壁【往復】

海路（海上自衛隊船舶）

- ・大平岸壁～近海航行～大平岸壁

6. その他

- ・住民避難誘導訓練は、住民に対する情報伝達訓練と連携し実施する。
- ・海路避難訓練については、安定ヨウ素剤緊急配布訓練と連携し実施する。

7. 参加機関

青森県、東通村、陸上自衛隊、海上自衛隊

避難行動要支援者搬送訓練（東通村）実施要領

1. 訓練の目的

東北電力(株)東通原子力発電所1号機において、原子力災害が発生したことを想定し、避難行動要支援者の福祉車両による搬送訓練を行い、搬送手順の確認による防災業務関係者の緊急時対応能力の向上を図る。

2. 訓練日時

平成30年11月11日（日）

避難行動要支援者搬送訓練 11：20～12：20

3. 訓練場所

白糠地区避難施設

4. 訓練の内容及び進め方

○白糠地区の避難行動要支援者（避難において支援が必要な方）を職員が模擬し、福祉車両による搬送訓練を実施する。

- ・使用車両：福祉車両×3台（東通村、むつ市、横浜町）
- ・避難行動要支援者：車いす、寝たきり 各2名 ※市町村職員模擬
- ・内 容：避難行動要支援者の福祉車両への乗車手順を確認し、乗車させ、施設を出発するところまでとする。
むつ市、横浜町職員と協力し、車いすとストレッチャー各1台を福祉車両へ積載する。

○なお、本訓練は、他の訓練とは連携しない。

5. 参加機関

東通村、むつ市、横浜町

住民に対する情報伝達訓練（東通村）実施要領

1. 訓練目的

東北電力(株)東通原子力発電所1号機において、原子力災害が発生したことを想定し、住民に対する情報伝達を行い、情報伝達方法の確認及び習熟を図り、防災体制の確立及び防災業務関係者の緊急時対応能力の向上を図る。

2. 訓練時間

平成30年11月11日(日) 8:00～11:40

3. 訓練場所

東通村全域

4. 訓練の進め方

原子力災害が発生し、5km圏内、さらに30km圏内の一部の地区に避難指示が出されたことを想定し、関係機関とともに、次の区分により住民に対する情報伝達等を実施し、その方法等を確認する。

なお、住民に対する情報伝達訓練については、住民避難誘導訓練（空路・海路避難訓練）と連携し実施する。

主に次の項目を実施し、その方法等を確認する。

○防災行政用無線による広報

実施機関：東通村

対象地域：村内全域

※村内全域への防災行政用無線による広報はIP告知端末を連動

○原子力情報提供システム（メール配信）

実施機関：東通村

対象者：登録者全員

○エリアメール

実施機関：東通村

対象者：村内滞在者全員

○車両等による巡回広報（海路避難訓練対象地区）

実施機関：東通村、東通村消防団

対象地域：尻屋、岩屋、尻労、巖部

○FAX及び電話による情報伝達

実施機関：東通村

対象施設：医療福祉施設

5. 参加機関、参加施設

東通村、東通村消防団、医療福祉施設等

医療福祉施設への情報伝達訓練、屋内退避訓練（東通村）実施要領

1. 訓練の目的

東北電力(株)東通原子力発電所1号機において、原子力災害が発生したことを想定し、村内の医療福祉施設における通信連絡とUPZ圏内の医療福祉施設の屋内退避対応作業、放射線防護対策事業実施施設についてはその対応を確認し、施設職員の災害対応能力の向上を図る。

2. 訓練日時

平成30年11月11日（日） 8:40～10:00

3. 訓練参加施設

○PAZ圏内施設

さくらの里ひがしどおり、和あつとほ一む

○UPZ圏内施設

東通村診療所、東通村老人介護保健施設「のはなしょうぶ」

※下線は放射線防護対策実施施設

4. 訓練の内容及び進め方

原子力災害が発生し、PAZ圏内に避難指示、UPZ圏内に屋内退避指示が出されたことを想定し、村内医療福祉施設への情報伝達とUPZ圏内医療福祉施設入所者の屋内退避を行う。

また、放射線防護対策事業を実施した施設については、各施設において放射線防護対策に係る設備の起動確認や所内体制、対応の確認などを行う。

なお、住民避難誘導訓練とは連携しない。

主に次の項目を実施し、その方法等を確認する。

- ① 施設との情報伝達
- ② 施設内での職員、入所者への情報伝達
- ③ UPZ圏内施設の屋内退避
- ④ 放射線防護対策の実施（対象施設のみ）

5. 時系列

時間	区分	主な連絡内容	連絡対象施設
8:40	警戒事態	PAZ施設避難準備	全施設
8:50	施設敷地緊急事態	PAZ施設避難	全施設
9:00	全面緊急事態	UPZ施設屋内退避	UPZ・放射線防護対策施設
10:00	事態収束	UPZ施設屋内退避解除	UPZ・放射線防護対策施設

※情報伝達は全施設に実施、全面緊急事態後はPAZ施設は避難済みとして連絡は行わない。ただし、放射線防護対策施設の「さくらの里ひがしどおり」は早期に避難できず屋内退避している想定として情報伝達を継続する。

6. 訓練と対象施設

訓練	対象施設
情報伝達訓練	訓練参加施設のとおり
屋内退避訓練	さくらの里ひがしどおり、東通村診療所、老健のはなしょうぶ

7. 参加機関

東通村、各医療福祉施設

安定ヨウ素剤緊急配布訓練（東通村）実施要領

1. 訓練の目的

東北電力(株)東通原子力発電所1号機において、原子力災害が発生し、安定ヨウ素剤配布・服用指示が出たことを想定し、避難の際の安定ヨウ素剤緊急配布訓練を行い、配布手順の確認による防災業務関係者の緊急時対応能力の向上を図る。

2. 訓練日時

平成30年11月11日（日）9：50～10：20

3. 訓練場所

石持地区活力倍増センター

4. 訓練の内容及び進め方

○UPZ海路避難者に対し、安定ヨウ素剤の配布服用指示緊急配布場所において、安定ヨウ素剤（模擬品）を配布・服用させる。

- ・対象者：尻屋、岩屋、尻労、巖部地区の避難者及び随行職員、後方支援職員
- ・予定人数：38名
- ・内容：①事前問診票の記入、②記入内容の確認、③配布・服用の手順を主に確認する。

○なお、本訓練は、海路避難訓練と連携して行う。

5. 参加機関

東通村

平成30年度青森県原子力防災訓練(東通原子力発電所対象)における空路避難訓練
全体タイムスケジュール

区分	猿ヶ森地区	小田野沢地区	老部地区	白糠地区	住民広報 (防災行政無線)
一時集合場所	猿ヶ森農民研修所	旧小田野沢小中学校	南地区基幹集落センター	旧南部中学校	
避難手段	ヘリ (UH-1J型)	ヘリ (UH-1J型)	ヘリ (UH-1J型)	ヘリ (UH-1J型)	
離陸場所	旧小田野沢小中学校		旧南部中学校		
着陸場所	旧小田野沢小中学校		旧南部中学校		
避難者数	2	2	2	2	
添乗職員数	1		1		
8:40					
8:50	参加者は徒歩で				・防災無線 (避難開始)
9:00					
9:10	公用車で旧小田野沢 小中学校へ				
9:20		参加者は徒歩で			
9:30	参加者確認・搭乗				
9:40	ヘリ搭乗～上空周遊～発地へ着陸				
9:50			参加者は徒歩で		
10:00			公用車で 旧南部中学校へ		
10:10	公用車で猿ヶ森 農民研修所へ			参加者は徒歩で	・防災無線 (定期広報)
10:20			参加者確認・搭乗		
10:30			ヘリ搭乗～上空周遊～発地へ着陸		
10:40					
10:50			公用車で南地区 基幹集落センターへ		
11:00					
11:10					
11:20					
11:30					
11:40					
11:50					・防災無線 (事態収束)
12:00					

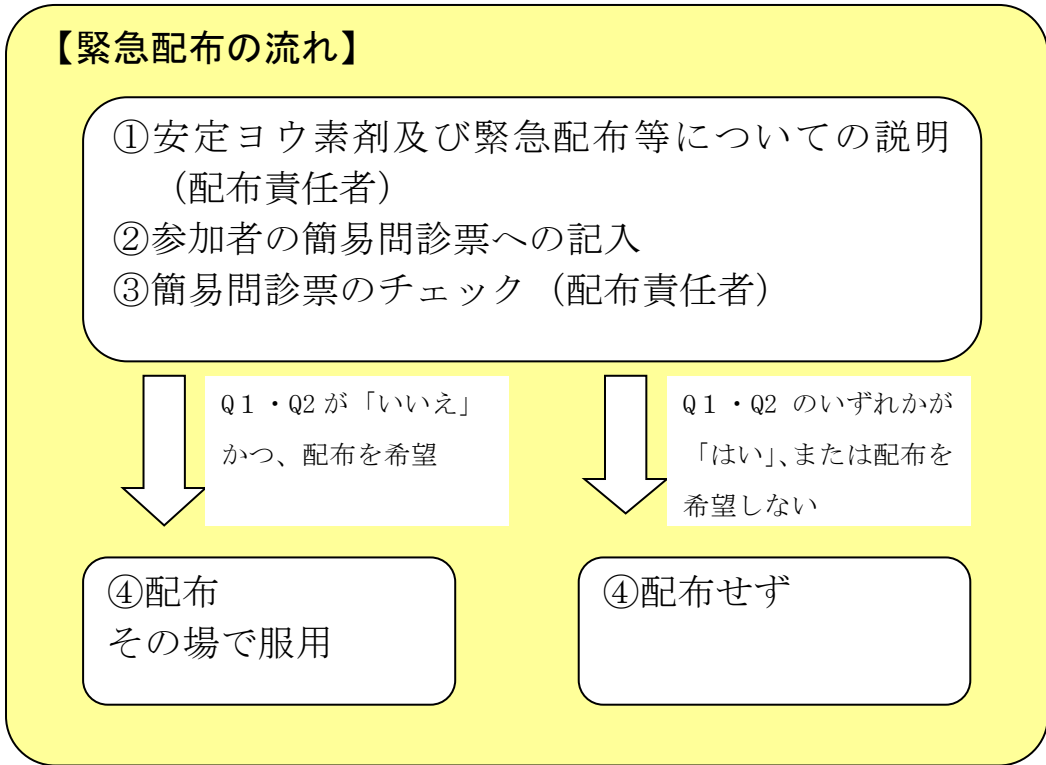
平成30年度青森県原子力防災訓練(東通原子力発電所対象)における海路避難訓練 全体タイムスケジュール

区分	尻屋地区	岩屋地区	尻労地区	巖部地区	住民広報 (防災行政無線)	
一時集合場所	北地区基幹集落センター	岩屋集会所	尻労漁村センター	巖部集会所		
一時集合手段						
港までの移動手段	借上バス		村福祉バス			
使用港	大平岸壁					
使用船舶	海上自衛隊船舶					
避難先	大平岸壁周遊					
避難者数	10	10	10	2		
避難誘導職員	村職員2名	村職員2名	村職員2名	村職員2名		
随行職員数	1(住民随行)	1(住民随行)	1(住民随行)	1(住民随行)		
広報対応員	第7分団	第9分団	第2分団	東通村		
警戒誘導						
8:30						
8:40	巡回広報【消防団】		巡回広報【消防団】			
8:50	参加者は徒歩で集合		参加者は徒歩で集合	巡回広報【東通村】	・防災無線 (UPZ避難開始)	
9:00	バスで次の地区へ	巡回広報【消防団】	バスで次の地区へ			
9:10		参加者は徒歩で集合		参加者は徒歩で集合		
9:20		バスで石持地区活力倍増センターへ		バスで石持地区活力倍増センターへ		
9:30						
9:40						
9:50	石持地区活力倍増センターで安定ヨウ素剤緊急配布訓練					・防災無線 (定期広報)
10:00						
10:10						
10:20						
10:30						
10:40	バスで大平岸壁へ					
10:50						
11:00	海上自衛隊船舶乗船					
11:10						
11:20	大平岸壁付近を周遊					
11:30						
11:40						
11:50	バスで下北文化会館へ					・防災無線 (事態収束)
12:00						
12:10						
12:20	昼食(弁当)					
12:30						
12:40	原子力防災等に関する説明会					
12:50						
13:00						
13:10						
13:20						
13:30	バスで各地区へ					
13:40						
13:50						
14:00						

安定ヨウ素剤緊急配布訓練の流れ

活力増センターへ住民到着
(約20名×バス2台 タイムラグあり) 9:50頃

誘導係が参加者の中へ誘導



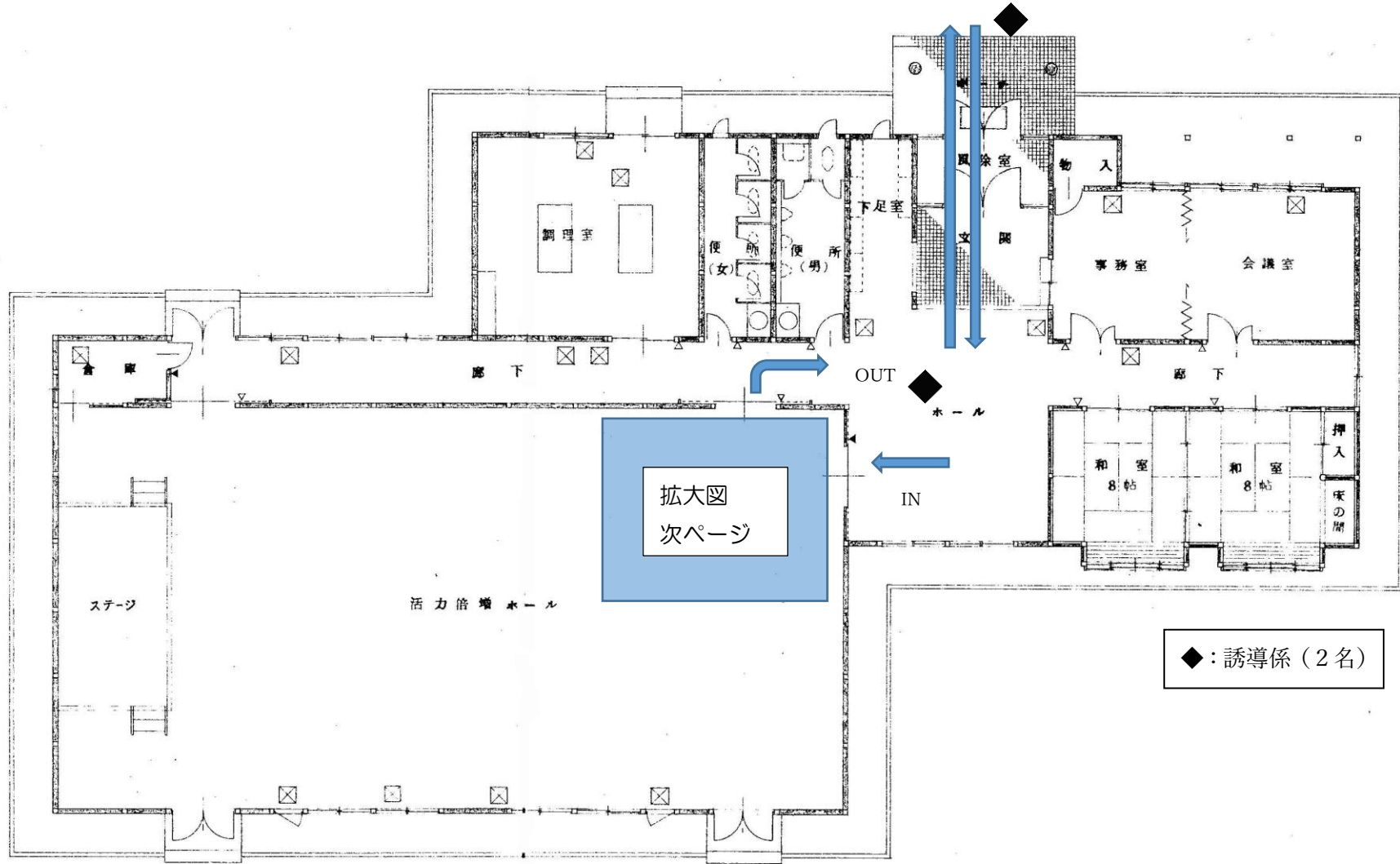
バスへ誘導 10:20頃

住民は大平岸壁へ

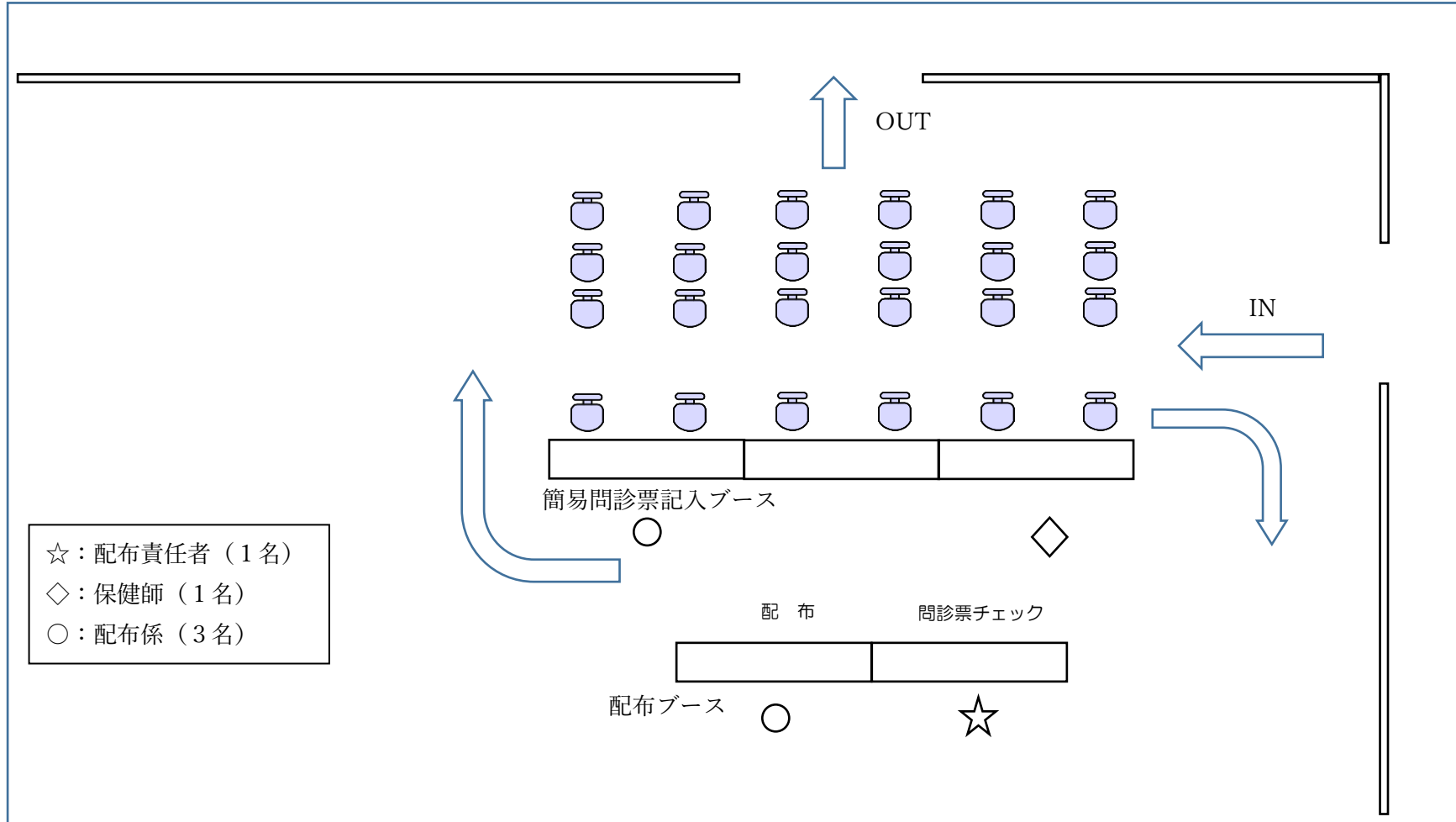
配布責任者は、終了後、「東通村安定ヨウ素剤緊急配布実施要領」様式5「安定ヨウ素剤配布記録」に配布数等を記入し統括配布責任者へ報告する。
(本訓練では、会場で川上課長へ報告する)

※随行職員にも参加住民と同じように安定ヨウ素剤を配布してください。
※対応する職員も指示が出た時点で服用することになりますが、今回の訓練では省略します。

安定ヨウ素剤緊急配布訓練 配置図



安定ヨウ素剤緊急配布訓練 拡大図



原子力防災訓練（むつ市）実施要綱

1. 目的

東北電力(株)東通原子力発電所において、原子力災害が発生した場合に備え、住民への情報伝達及び住民避難訓練を実施し避難方法の検証を行うとともに、災害対策本部の運営等の緊急時対応能力の向上を図る。

2. 訓練日時

平成30年11月10日（土） 10時00分～14時30分

平成30年11月11日（日） 9時00分～12時00分

3. 主催

青森県、むつ市

4. 場所

東通オフサイトセンター 「オフサイトセンター運営訓練」

むつ市立奥内小学校 「一時集合場所運営訓練」「安定ヨウ素剤緊急配布」「防護措置訓練」

社会福祉施設 「社会福祉施設屋内退避・通報連絡訓練」

むつ市役所 本庁舎 「緊急時通信連絡訓練」

むつ市役所 川内庁舎 「避難退域時検査・簡易除染訓練」

5. 参加機関・団体

(1) 奥内地区町内会

近川、中野沢、二又、石蔵平、中野沢開拓、今泉、浜奥内、奥内

(2) 学校施設

奥内小学校

(3) 社会福祉施設

(4) 青森県

(5) むつ保健所

(6) 東通村

(7) むつ市

6. 訓練想定

東北電力(株)東通原子力発電所1号機において、定格電気出力運転中に開閉所故障により外部電源を喪失する事態が発生する。原子炉注水機能の喪失により全面緊急事態に至った後、原子炉格納容器圧力がベント実施圧力に到達したため、ベントを実施し、環境中に放射性物質が放出する。

7. 訓練項目

- (1) オフサイトセンター運営訓練
- (2) 緊急時通信連絡訓練
- (3) 屋内退避、住民避難訓練
- (4) 一時集合場所運営訓練
- (5) 安定ヨウ素剤（模擬）の緊急配布
- (6) 学校施設防護措置訓練
- (7) 要配慮者避難（福祉車両を活用した避難訓練）
- (8) 避難退域時検査・簡易除染訓練
- (9) 社会福祉施設屋内退避・通報連絡訓練
- (10) 広報訓練

8. むつ市個別の事故想定及び進展

平成30年11月11日（日）

- 9時00分 東通原子力発電所1号機において警戒事象発生（情報に留意）
- 9時10分 施設敷地緊急事態発生（屋内退避準備）
- 9時20分 全面緊急事態発生（屋内退避）
- 9時30分 運用上の介入レベル1「OIL1」該当地域発生（即時避難）

9. 訓練大別概要

(1) オフサイトセンター運営訓練

実施日 平成30年11月10日（土） 10:00～14:30

実施場所 東通オフサイトセンター

参加団体 関係団体、関係市町村、青森県

概要 東通オフサイトセンターで、情報収集を実施。

要員 防災安全課 2名（オフサイトセンター・むつ市役所）
動員職員 1名

所管部 総務政策部、民生部、保健福祉部、財務部、経済部（旧部署名）

(2) 緊急時通信連絡訓練

実施日 平成30年11月10日（土） 9:00～10:30

実施場所 むつ市役所防災安全課執務室

参加団体 事業所、むつ市、青森県

概要 県及び事業所から計4回、FAXによる情報提供を受ける。

要員 防災安全課 1名（市役所）
動員職員 なし

所管部 総務政策部（旧部署名）

(3) 住民避難訓練

訓練項目 ①広報訓練 ②屋内退避、住民避難訓練 ③一時集合場所運営訓練
④安定ヨウ素剤（模擬）の緊急配布 ⑤学校施設防護措置訓練

実施日 平成30年11月11日（日） 9:00～12:00

実施場所 奥内地区・むつ市立奥内小学校
参加団体 奥内地区町内会（原発10km圏内）、奥内小学校、むつ市
概要 奥内地区を対象に原子力災害時の避難訓練を実施。
要員 防災安全課 5名（受付、進行、監督）
動員職員 5名（車両誘導及び補助）
所管部 財務部、保健福祉部、各庁舎（旧部署名）

① 住民避難等防護措置内容

9時30分から、奥内小学校に集合し、受付を行う。
10時00分、市職員から原子力災害時の避難手順について説明。
10時15分、避難者の受付訓練、安定ヨウ素剤の配布訓練実施。
11時00分、防護設備についての説明及び稼働の展示。
11時30分、事後検証の後、訓練終了。

② 防災行政無線放送内容

8時30分 訓練実施周知広報
9時00分 東通原子力発電所での事故発生に関する広報
9時10分 施設敷地緊急事態に関する広報
9時20分 放射性物質漏洩及び屋内退避に関する広報
9時30分 避難指示に関する広報
12時00分 広域避難訓練終了広報

(4) 要配慮者避難（福祉車両を活用した避難訓練）

実施日 平成30年11月11日（日） 11:00～12:30
実施場所 奥内地区・むつ市立奥内小学校
参加団体 東通村、むつ市
概要 東通村との協定に基づき、福祉車両を活用し、東通村白糠の要配慮者避難支援を実施。
要員 防災安全課 1名（車両責任者及び運転手）
動員職員 2名（職員役1名、要配慮者役1名）
所管部 保健福祉部（旧部署名）

(5) 避難退域時検査・簡易除染訓練

実施日 平成30年11月11日（日） 10:30～11:30
実施場所 川内庁舎
参加団体 事業所、むつ保健所、むつ市、青森県 ※住民の参加はなし。
概要 川内庁舎候補地にて、退域時検査及び簡易除染・除染を実施。
要員 防災安全課 1名（住民統括責任者）
動員職員 12名（要員2名{退域時検査研修修了者優先}、住民役10名）
所管部 民生部（旧部署名）

(6) 社会福祉施設屋内退避・通報連絡訓練

実施日 平成30年11月11日（日） 9:00～12:00
実施場所 むつ市内防護対策済社会福祉施設
参加団体 むつ市内防護対策済社会福祉施設
概要 原子力災害時の屋内退避及び通報訓練の実施。

要 員	防災安全課	1名
	動員職員	なし
所 管 部	保健福祉部（旧部署名）	

10. 中止判断と対応について

以下のいずれかの状況において、事前若しくは直ちに中止の判断を行う

- ・災害対策本部の設置を必要とする場合
- ・警報（波浪を除く）が発表される場合
- ・下北消防本部管内において、被害が発生している若しくは予想される場合
- ・県内原子力施設に事故等が発生した場合
- ・訓練中に複数の重傷者以上の人身事故が発生した場合
- ・青森県が中止の判断をした場合

オフサイトセンター運営訓練（むつ市）実施要綱

1. 目的

原子力災害時に、情報共有の拠点となるオフサイトセンターの活動内容及び施設設備の使用方法の習熟を図り、現地災害対策本部要員の対応能力の向上を目的とする。

2. 日時

平成30年11月10日（土） 10時00分～14時30分

3. 場所

東通オフサイトセンター（東通村防災センター）

4. 参加機関

国、県、東通村、東通村周辺市町村、自衛隊、警察、海上保安部、消防

5. 訓練想定

11月10日午前9時00分に大地震による警戒事態が発生し、同日午前10時00分に格納容器健全性喪失により施設敷地緊急事態へ移行したことに伴い、東通オフサイトセンターに現地災害対策本部を設置した。市は、市地域防災計画原子力編に基づき、要員を選任し現地災害対策本部の事務にあたる。

6. 訓練内容

上記訓練想定に基づき、プレーヤーとして現地災害対策本部の運営にあたる。従業務内訳は、「統括担当班員」1名、「情報収集担当班員」1名となり、各担当部署で、災害情報の収集を行い、災害状況の正確な把握に努める。

7. 集合及び解散について

9：00 むつ市役所防災安全課執務室集合。

9：15 むつ市役所出発。

15：00 むつ市役所到着予定。車両撤収後解散。

住民避難訓練（むつ市）実施要綱

1. 目的

原子力災害が発生した場合に備え、住民への情報伝達及び住民避難訓練を実施し避難方法の検証を行うとともに、「市原子力災害避難計画」の広報を行い、原子力災害時の避難行動に関する住民の理解向上を目的とする。

2. 日時

平成30年11月11日（日） 9時00分～12時00分

3. 場所

むつ市立奥内小学校 住所：青森県むつ市奥内中野 40 電話：0175-26-2214

4. 参加機関

- (1) 奥内地区町内会【近川、中野沢、二又、石蔵平、中野沢開拓、今泉、浜奥内、奥内】
- (2) むつ市立奥内小学校
- (3) むつ市

5. 訓練想定

東北電力(株)東通原子力発電所1号機において、定格電気出力運転中に開閉所故障により外部電源を喪失する事態が発生する。原子炉注水機能の喪失により全面緊急事態に至った後、原子炉格納容器圧力がベント実施圧力に到達したため、ベントを実施し、環境中に放射性物質が放出する。

6. 訓練内容

- (1) 広報訓練
- (2) 屋内退避、住民避難訓練
- (3) 一時集合場所運営訓練
- (4) 安定ヨウ素剤（模擬）の緊急配布
- (5) 学校施設防護措置訓練

7. むつ市個別の事故想定及び進展

- | | |
|-------|--------------------------------------|
| 9時00分 | 東通原子力発電所1号機において警戒事象発生（情報に留意） |
| 9時10分 | 施設敷地緊急事態発生（屋内退避準備） |
| 9時20分 | 全面緊急事態発生（屋内退避） |
| 9時30分 | 奥内地区に運用上の介入レベル1「O I L 1」該当地域発生（即時避難） |

8. 参加住民の動き

- 9 : 0 0 防災無線による、原子力防災訓練の広報を受け、自宅待機を継続する。
- 9 : 0 0 訓練開始。防災無線による、警戒事態に関する広報を受け、家族の所在を確認しつつ、テレビやラジオを用意し、情報収集に努める。
- 9 : 1 0 防災無線による、施設敷地緊急事態に関する広報を受け、布テープやビニール袋などの養生に必要な物品を準備し、屋内退避の指示に備える。
- 9 : 2 0 防災無線による、全面緊急事態に関する広報を受け、家族で情報を共有すると共に、速やかに屋内に退避し、扉や窓、換気扇などの養生を行い、屋内退避を実施する。
- 9 : 3 0 防災無線による、避難指示に関する広報を受け、自家用車にて、安定ヨウ素剤を受け取るため、一時集合場所として開設された奥内小学校へ集合する。
- 9 : 4 5 奥内小学校に集まった方から、受付を実施し、参加者が揃うまで、屋内で待機する。
- 10 : 0 0 参加者が揃い次第、原子力災害時の避難について、むつ市の避難計画の説明を受ける。
- 10 : 1 5 安定ヨウ素剤の配布要領について説明を受けた後、実際に配布までの手順を体験する。
- 11 : 0 0 奥内小学校の防護設備について説明を受けた後、実際に稼働する手順を確認する。
- 11 : 3 0 本日の振り返り。質疑応答後、訓練終了。
- 12 : 0 0 防災無線による、避難訓練終了の広報。

9. 集合及び解散について

- 7 : 3 0 むつ市役所防災安全課執務室集合。物品搬入し出発。
- 12 : 3 0 むつ市役所到着予定。物品撤収後解散。

要配慮者避難訓練（むつ市）実施要綱

1. 目的

福祉車両を活用した要配慮者の搬送を実施し、車両操作方法および要配慮者の搬送手順の習熟を図り、防災業務従事者の対応能力の向上を目的とする。

2. 日時

平成30年11月11日（日） 11時00分～12時30分

3. 場所

白糠地区避難施設 住所：東通村大字白糠字下馬坂 81-1

4. 参加機関

東通村、横浜町、むつ市

5. 訓練想定

全面緊急事態（発電所から5km圏内の住民が避難する事態）が発生し、東通村の避難が開始された。東通村との協定に基づき、むつ市より車両及び人員を派遣し、搬送の応援にあたる。

6. 訓練内容

白糠地区避難施設にいる要配慮者（車椅子1人、寝たきり1人）に対し、福祉車両への乗車支援を行い、東通村役場まで搬送する。

※詳細は東通村実施要綱参照。

7. 集合と解散について

9：30 むつ市役所防災安全課執務室に集合。車両及び訓練の流れについて確認を実施。

10：00 むつ市役所出発。

13：00 むつ市役所到着予定。車両を片付けた後、解散。

避難退域時検査・簡易除染訓練（むつ市）実施要綱

1. 目的

原子力災害が発生した場合に備え、避難退域時検査及び簡易除染訓練を実施し、関係機関との連携強化及び原子力災害時の避難行動に関する住民の理解向上を目的とする。

2. 日時

平成30年11月11日（日） 10時30分～11時30分

3. 場所

川内庁舎

4. 参加機関

県、むつ保健所、自衛隊、むつ市、電力事業所

5. 訓練想定

東通原子力発電所で発生した事故により、むつ市内において即時避難該当地域が発生し、川内地区へ避難する住民の避難退域時検査場所として川内庁舎の開設が決定した。市は、市地域防災計画原子力編に基づき、要員を選任し避難退域時検査の業務にあたる。

6. 訓練内容

上記訓練想定に基づき、災害対策要員と避難住民役に別れ当該検査の訓練及び検証を行う。

7. 集合及び解散について

災害対策要員

「7：00」本庁舎防災安全課執務室集合。

「7：15」本庁舎出発。

「13：00」撤収後、本庁舎へ移動開始。

「13：40」本庁舎にて解散予定。

避難住民役（本庁舎集合予定者）

「8：40」本庁舎防災安全課執務室集合。

「8：50」本庁舎出発。

「13：00」撤収後、本庁舎へ移動開始。

「13：40」本庁舎にて解散予定。

避難住民役（川内庁舎集合予定者）

「9：30」川内庁舎集合。

「13：00」川内庁舎にて解散予定

社会福祉施設屋内退避・通信連絡訓練（むつ市）実施要綱

1. 目的

原子力災害が発生した場合に備え、社会福祉施設屋内退避・通信連絡訓練を実施し、社会福祉施設との連携強化及び社会福祉施設職員の対応能力の向上を目的とする。

2. 日時

平成30年11月11日（日） 9時00分～12時00分

3. 場所

むつ市内防護対策済社会福祉施設

4. 参加機関

むつ市内防護対策済社会福祉施設

5. 訓練想定

11月11日午前9時00分に大地震による警戒事態の発生を受け、市は、防護対策済社会福祉施設へ情報伝達を実施。事態の進展に合わせ、屋内退避及び原子力防護設備の稼働を実施する。

6. 訓練内容

- | | |
|------|-------------|
| 9:00 | 警戒事態発生 |
| 9:10 | 施設敷地緊急事態発生 |
| 9:20 | 全面緊急事態発生 |
| 9:30 | 放射性物質の漏えい発生 |

原子力防災訓練（横浜町）実施要領

1. 訓練目的

東北電力東通原子力発電所において、原子力災害が発生した場合に備え、原子力災害対策に係る初動対応の充実、避難等の防護措置の対応強化、防災関係機関との連携強化を行い、地域防災計画（原子力編）の実効性の向上を図ることを目的とする。

2. 訓練実施日

平成30年11月10日（土）

11月11日（日）

3. 実施場所

- (1) 役場本庁舎
- (2) 横浜消防署
- (3) 有畑町内会館（有畑地区）
- (4) 東通村役場
- (5) 白糠地区避難施設（東通村）
- (6) 弘前市
- (7) 高齢者福祉施設（特別養護老人ホームなのはな苑、グループホームみほの、有料老人ホームよこはま、グループホームよこはま荘）

4. 事故想定（自然災害＝有、放射性物質＝有）

東北電力株式会社東通原子力発電所1号機において、定格電気出力運転中、青森県東方沖を震源とする地震が発生した。その後、原子炉冷却材漏洩が発生したため、緊急負荷降下後、原子炉を手動停止した。

原子炉停止後、非常用炉心冷却装置が作動したが、設備故障等により同装置による注水が不能となり、全面緊急事態となる。さらに、事態が進展し炉心損傷に至り、放射性物質が放出され、その影響が発電所周辺地域に及ぶ。

(1) 11月10日(1日目) 緊急時通信連絡訓練

東北電力株式会社東通原子力発電所からの原子力事業者通報内容や、国からの指示等を通信連絡系統の確認を行いながら、迅速かつ正確に関係機関との通信連絡訓練を行う。

また、通信設備・機器の操作方法等の習熟訓練を行う。

- ① 警戒事態発生
警戒事態への対応(初動体制の確立)
- ② 施設敷地緊急発生
施設敷地緊急事態への対応
 - 現地組織の連携による現地事故対策連絡会議の運営
 - PAZ内施設敷地緊急事態用避難者の避難
- ③ 全面緊急事態
全面緊急事態への対応

(2) 11月11日(2日目) 全面緊急事態への対応(住民避難等実動訓練)

横浜町の避難計画(原子力編)に基づき、UPZ内一部住民(有畑町内会)の屋内退避及び一時移転等を行う。

- ① PAZ内住民の避難(応援職員派遣)
- ② UPZ内住民の屋内退避(有畑町内会)
- ③ 緊急時モニタリング
- ④ UPZ内住民の一時移転
- ⑤ 安定ヨウ素剤(模擬)緊急配布
- ⑥ 避難所設置・運営

5. 訓練項目・時間

11月10日(1日目)

- (1) 警戒事態発生
 - (2) 施設敷地緊急発生
 - (3) 全面緊急事態
- 事故現地警戒本部等との緊急時通信連絡訓練

11月11日（2日目）

- | | |
|-----------------------------|------------|
| （1）災害対策本部運営訓練 | 8：30～12：00 |
| （2）住民等防護措置訓練（有畑町内会） | 8：30～12：00 |
| ①広報訓練～屋内退避及び有畑町内会館への一時移転 | |
| ②緊急時モニタリング訓練～避難退域時検査及び簡易除染 | |
| ③原子力災害時医療訓練～安定ヨウ素剤（模擬）緊急配布 | |
| （3）避難所開設・運営訓練（弘前市） | 8：30～14：00 |
| （4）福祉車両による避難行動要支援者搬送訓練（東通村） | 8：30～14：00 |
| （5）社会福祉施設を対象とした通信連絡訓練 | 8：30～12：00 |

6. スケジュール

別紙のとおり

7. 中止判断と対応について

別紙2のとおり

災害対策本部運営訓練、社会福祉施設防護措置訓練スケジュール

別紙

事象	施設の状態	国・県	内容	町	高齢者福祉施設	
8:30	警戒事象発生	警戒事態	青森県東方沖を震源とする地震が発生し、原子炉冷却材漏洩が発生したため、緊急負荷降下後、原子炉を手動停止。			
8:35	警戒事態 (EAL1)	警戒事象発生通報	非常用炉心冷却装置が作動したが、設備故障等により同注水機能を喪失		警戒配備(本部員ほか関係者)	
8:40		事故現地警戒本部設置	オフサイトセンター内に参集			
		防護措置要請(原災法第4条)	PAZ内住民要配慮者へ避難の準備を要請。			
8:45					第1回原子力災害警戒本部会議	
9:00					学校・児童福祉施設へ保護者引渡の開始を指示(訓練としては行わない)	
9:10	特定事象発生	施設敷地緊急事態	非常用予ーゼル発電機及び代替交流電源設備が故障停止。残留熱除去系が故障停止。		職員参集。保護者引渡開始の連絡	
9:15	施設敷地緊急 事態 (EAL2)	特定事象発生通報 (原災法第10条通報)	残留熱除去機能の喪失		職員・入所者確認 保護者引渡継続の連絡	
9:20		事故現地対策本部設置、緊急時モニタリングセンター立ち上げ	職員派遣要請。モニタリング開始			
9:25		防護措置要請(原災法第4条)	PAZ内住民要配慮者避難指示(その他避難準備)、UPZ内住民の屋内退避準備要請		第2回原子力災害警戒本部会議	
9:30	原子力緊急事態 事象発生	全面緊急事態	原子炉隔離降圧冷却系が故障停止、高圧代替注水系も起動後故障停止。低圧炉心スプレイ系も起動後故障停止し「原子炉注水機能の喪失」		事故現地対策本部へ職員を派遣 屋内退避準備の連絡	
9:35		原子力緊急事態発生報告 (原災法第15条報告)	原子炉注水機能の喪失		職員・入所者確認 保護者引渡継続の連絡	
9:40		原子力災害現地対策本部設置				
9:45		原子力緊急事態宣言予定			第3回原子力災害警戒本部会議	
10:00		原子力緊急事態宣言			第1回原子力災害対策本部会議	
10:05		全面緊急事態 (EAL3)	公示・指示(原災法第15条)	PAZ内住民避難指示、UPZ内住民の屋内退避指示		屋内退避 放射線防護対策施設稼働 受入先施設へ連絡
10:10					一時集会場所開設準備、屋内退避指示	
10:25		原子力緊急事態 事象発生	全面緊急事態	復水補給水系故障停止 炉心積層の検出 原子炉補機冷却却水系ポンプ故障停止		
10:30			原子力緊急事態発生報告(原災法第15条報告)	炉心積層の検出		
10:40					第2回原子力災害対策本部会議	
10:55	原子力緊急事態 事象発生	運用上の介入 レベル (OIL6)	原子炉格納容器耐圧強化ベント実施 敷地境界付近の放射線量の上昇を検知		屋内退避 放射線防護対策施設稼働 受入先施設へ連絡	
11:00		原子力緊急事態発生報告(原災法第15条報告)	敷地境界付近の放射線量の上昇を検知			
11:05		原子力緊急事態発生報告(原災法第15条報告)	区域内の放射線量500 μ Sv/h			
11:10		公示・指示(原災法第15条)	UPZ内住民避難指示、安定ヨウ素剤配布・服用指示			
11:20	運用上の介入 レベル (OIL1)				第3回原子力災害対策本部会議	
11:30					避難指示、一時集会場所開設、安定ヨウ素剤の配布、避難車両の要請、避難行動要支援者の避難誘導、残留者確認	
11:40					施設閉鎖の指示	
11:45					施設閉鎖確認	
11:50					全住民避難確認	
12:00					第4回原子力災害対策本部会議 避難	

ハタ到着(避難)
施設閉鎖報告

平成 3 0 年度横浜町原子力防災訓練の中止の判断と対応について

1. 中止判断

(1) 訓練開始前

ア. 災害対策本部等を設置する必要がある場合 → 全訓練を中止

① 台風の接近に伴い、町内で被害発生が予想される場合

② 震度 5 弱以上の地震が観測され、警戒態勢、災害警戒本部、災害対策本部が設置された場合

③ 横浜町沿岸に津波警報が発表されて大規模な被害が予想され、災害対策本部が設置される場合

④ 県内の原子力施設において原子力災害が発生し警戒事態以上の事態に該当する場合

イ. 警報（波浪を除く）が発表されている、又は（訓練時間中に）発表されることが予測される場合

① 北部上北消防本部管内において被害発生、又は被害発生が予測される場合

→ 全訓練を中止

② 北部上北管内以外の地域で被害発生、又は被害発生が予測される場合

→ 状況に応じて中止の判断

ウ. ア以外で県内原子力施設に事故等が発生した場合

→ 事故状況に応じ、一部の訓練又は全訓練の中止を判断

(2) 訓練開始以降

ア. 災害対策本部等を設置する必要がある場合 → 全訓練を中止

イ. ア以外で県内原子力施設に事故等が発生した場合

→ 事故状況に応じ、一部の訓練又は全訓練の中止を判断

ウ. 訓練事故が発生した場合

① 複数の重傷者以上の人身事故が発生した場合

→ 全訓練を中止

② ①以外の人身事故が発生した場合

→ 事故状況に応じ、当該訓練又は全訓練の中止を判断

原子力災害対策本部運営訓練（横浜町）実施要領

1. 訓練の目的

東北電力東通原子力発電所において、原子力災害が発生した場合に備え、原子力災害対策に係る初動対応の充実、避難等の防護措置の対応強化、防災関係機関との連携強化を行い、地域防災計画（原子力編）の実効性の向上を図ることを目的とする。

2. 訓練実施日

平成30年11月11日（日）8：30～12：00

3. 訓練場所

- (1) 役場本庁舎
- (2) 横浜町教育委員会
- (3) 横浜町給食センター
- (4) 横浜消防署
- (5) 高齢者福祉施設（特別養護老人ホームなのはな苑、グループホームみほの、有料老人ホームよこはま、グループホームよこはま荘）

※ 高齢者福祉施設については、役場からの通信連絡訓練として実施する。

4. 訓練の内容

東北電力株式会社東通原子力発電所1号機において、定格電気出力運転中、青森県東方沖を震源とする地震が発生した。その後、原子炉冷却材漏洩が発生したため、緊急負荷降下後、原子炉を手動停止した。

原子炉停止後、非常用炉心冷却装置が作動したが、設備故障等により同装置による注水が不能となり、全面緊急事態となる。さらに、事態が進展し炉心損傷に至り、放射性物質が放出され、その影響が発電所周辺地域に及ぶ。

- ① 警戒事態発生
- ② 施設敷地緊急事態への対応
- ③ 全面緊急事態への対応

5. 訓練参加者

- ① 役場職員（臨時職員を除く全職員）
- ② 消防署職員
- ③ 高齢者福祉施設（特別養護老人ホームなのはな苑、グループホームみほの、有料老人ホームよこはま、グループホームよこはま荘）

オフサイトセンター運営訓練（横浜町）実施要領

1. 訓練の目的

オフサイトセンターについては施設敷地緊急事態以降に関係要員が参集した上で、機能班を設け各種活動を行うこととされているが、青森県の特性上、県内要員と中央からの派遣要員の到着には時間的な差が生じることとなる。

この間、東通オフサイトセンター原子力緊急事態等現地対応マニュアル等に従い現地の国要員及び県や市町村要員を中心とし情報収集、情報共有等の基本的活動の流れの確認を実施し、オフサイトセンターでの活動の理解を深める。

2. 訓練実施日

平成30年11月10日（土）10：00～14：30

3. 訓練場所

東通オフサイトセンター

4. 訓練の内容

○訓練内容

- ① オフサイトセンターに設置される組織の立ち上げ、通信機器を用いた連絡方法
- ② 各機関からの情報収集の流れの確認
- ③ 事態進展に応じた実施方針（案）の作成手順
- ④ 収集した情報のとりまとめ・会議による共有方法
- ⑤ 活動要員の出入り管理

○使用車両

福祉車両（ハイエース）

5. 訓練参加者

（1）通信連絡訓練

企画財政課職員（役場庁舎において対応）

（2）東通OFCへの派遣要員

企画財政課職員 2名

一時避難所開設・災害時医療訓練（横浜町）実施要領

1. 訓練の目的

東北電力東通原子力発電所1号機において、原子力災害が発生し安定ヨウ素剤配布・服用指示が出たことを想定し、避難の際の安定ヨウ素剤緊急配布訓練を行い、配布手順の確認による防災業務関係者の緊急時対応能力の向上を図る。

2. 訓練実施日

平成30年11月11日（日）

※ 8：30～10：10までは、災害対策本部運営訓練と連動

※ 10：10～正午頃までは、有畑町内会館での実動訓練

3. 訓練場所

前段：横浜町役場

後段：有畑町内会館

4. 訓練の内容及び進め方

○一般住民（有畑町内会）に対し、安定ヨウ素剤の配布服用指示緊急配布場所において、安定ヨウ素剤（模擬品）を配布・服用させる。

- ・対象者：有畑地区の避難者
- ・予定人数：13名
- ・内容：① 事前問診票の記入
② 記入内容の確認
③ 配布・服用 の手順を主に確認する。

○使用車両

- ① 博愛号
- ② リーフ

5. 参加者

広報・避難所開設班	総務課職員 1名
	町民課職員 2名
緊急時医療班	健康福祉課 3名

避難所開設・運営訓練（横浜町）実施要領

1. 訓練の目的

原子力災害発生時における広域住民避難の際に、迅速かつ円滑に避難所を開設・運営するための手順等の確認を行い、防災業務関係者の緊急時対応能力の向上を図る。

2. 訓練実施日

平成30年11月11日（日）9：00～12：00

3. 訓練場所

青森県武道館（弘前市）

4. 訓練の内容

○訓練内容

- ① 避難所における避難車両の動線・誘導手順の確認
- ② 避難退域時検査未受検の車両を想定した検査・除染手順の確認
- ③ 避難者カードを活用した避難者の受付の手順の確認
- ④ 広域避難や避難生活の長期化を念頭においた居住スペースの設置方法の確認
- ⑤ 避難者に対する相談窓口の開設・運営手順の確認

○使用車両

フィールダー

○なお、本訓練は、他の訓練とは連携しない。

5. 参加機関

弘前市、横浜町、青森市、五所川原市、黒石市、平内町、原子力事業者、陸上自衛隊、防災士会、青森県

6. 横浜町からの参加者

- 企画財政課職員 1名
- 税務課職員 1名

7. 訓練手順

- 9 : 0 0 ~ 訓練参加者集合
訓練内容説明
- 9 : 1 5 ~ 避難所開設訓練準備
資機材確認、レイアウト確認
- 1 0 : 0 0 ~ 車両誘導訓練・除染訓練開始
- 1 0 : 2 0 ~ 避難者受付訓練開始
- 1 0 : 3 0 ~ 避難者による居住スペース作成
避難者に対する相談窓口の開設
- 1 1 : 3 0 ~ 振り返り
- 1 2 : 0 0 ~ 撤収作業

8. 役割分担

- 弘前市 : 車両誘導、受付、居住スペース作成支援、訓練企画・統制、安全管理
- 横浜町 : 受付支援、居住スペース作成支援
- 自主防災組織、防災マイスター : 居住スペース作成支援
- 受入市町村(弘前市以外)原子力事業者 : 避難者役、居住スペース作成
- 陸上自衛隊 : 除染訓練
- 防災士会 : 避難所設置・運営アドバイザー
- 県(支援要員) : 避難者役、居住スペース作成
- 県(危機管理局等) : 訓練企画・統制、安全管理、健康相談窓口開設・運営

避難行動要支援者搬送訓練（横浜町）実施要領

1. 訓練の目的

東北電力東通原子力発電所1号機において、原子力災害が発生したことを想定し、避難行動要支援者の福祉車両による搬送訓練を行い、搬送手順の確認による防災業務関係者の緊急時対応能力の向上を図る。

2. 訓練実施日

平成30年11月11日（日）

避難行動要支援者搬送訓練 11：30～12：30

3. 訓練場所

白糠地区避難施設

4. 訓練の内容及び進め方

○白糠地区の避難行動要支援者（避難において必要な方）を職員が模擬し、福祉車両による搬送訓練を実施する。

・使用車両：福祉車両（ハイエース）

・避難行動要支援者：車いす、寝たきり 各2名

※市町村職員模擬

・内容：避難行動要支援者の福祉車両への乗車手順を確認し、乗車させ、施設を出発するところまでとする。

東通村、むつ市、横浜町職員がそれぞれ協力し、車いすとストレッチャー各1台を福祉車両へ積載する。

○なお、本訓練は、他の訓練とは連携しない。

5. 参加機関

東通村、むつ市、横浜町

原子力防災訓練（野辺地町）実施要綱

1. 目的

東北電力（株）東通原子力発電所において原子力災害が発生した場合に備え、防災体制の確立及び防災業務関係者の緊急時対応能力の向上を図ることを目的とする。

2. 実施日時

平成30年11月10日（土） 9：00～12：00

3. 訓練実施場所

野辺地町目ノ越地区、目ノ越地区集会所、野辺地町役場、東通オフサイトセンター

4. 事故の想定

東通原子力発電所1号機が定格電気出力運転中、全交流電源が喪失する事態が発生、原子炉注水機能の喪失により全面緊急事態に至ったとの報告があった。

5. 訓練項目

（1）緊急時通信連絡訓練

- ・原子力事業者からの通報内容や国からの指示等を防災関係機関相互で通信連絡を行う。

（2）広報訓練

- ・防災広報無線による住民への広報訓練を実施する。
- ・野辺地消防署員・消防団による屋内退避及び避難指示広報訓練を実施する。

（3）住民避難訓練

- ・原子力発電所から30km圏内の目ノ越地区住民の屋内退避訓練及び一時参集訓練を行う。
- ・参集者及び残留者名簿を作成する。

（4）安定ヨウ素剤緊急配布訓練

- ・参集した住民に対する安定ヨウ素剤の緊急配布を行う。

（5）オフサイトセンター運営訓練

- ・東通オフサイトセンターに関係機関の要員が参集し、具体的対策の検討や、調整等を行う。

6. 訓練の中止

- ・訓練の前日あるいは訓練中に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、訓練を中止することとする。

7. 参加機関

原子力規制庁、青森県、野辺地警察署、北部上北広域事務組合野辺地消防署、野辺地町消防団、野辺地町

平成30年度青森県原子力防災訓練（野辺地町対象） タイムスケジュール

実施日：平成30年11月10日（土）

	9:00	9:30	10:00	10:30	11:00	11:30
事態推移（原子力災害）	9:00 地震発生					
	警戒事態（AL事象）		施設敷地緊急事態（10条事象）		全面緊急事態（15条事象）	
緊急時通信連絡訓練	→					
広報訓練	→					
住民避難訓練					→	
安定ヨウ素剤緊急配布訓練						→
オフサイトセンター運営訓練			→			14:30 まで

訓練項目	時間	場所	訓練内容	係員
	8:30	野辺地町役場	・ 防災安全課職員、現地対策本部員2名集合 ・ 防災安全課職員1名（総括班）、現地対策本部員2名（放射線班、住民安全班）は東通オフサイトセンターへ出発	防災安全課 総務課 建設環境課
緊急時通信連絡訓練	9:00 ～ 10:30	野辺地町役場	①東北電力との通報訓練（FAX） 9:00、10:00 ②県との連絡訓練（県防災情報ネットワーク） 9:15、10:15	防災安全課 （広報訓練兼務）
広報訓練	9:15 10:00 11:00	野辺地町役場	①防災行政無線での広報（警戒事態） ・ 目ノ越地区へ防災行政無線で警戒放送 （施設敷地緊急事態） ・ 目ノ越地区へ防災行政無線で屋内退避指示放送（全面緊急事態） ・ 目ノ越地区へ防災行政無線で退避指示放送	防災安全課
	9:50 10:00 11:00	目ノ越集会所 目ノ越地区	②広報車での広報及び巡回 ・ 係員は目ノ越集会所に集合、広報活動説明 ・ 目ノ越地区を2班で広報車両により、「屋内退避指示」の広報活動 ・ 目ノ越地区を2班で広報車両により、「避難指示」の広報活動 ・ 目ノ越集会所で把握した避難者名簿を基に、2班で残留者世帯を訪問する。 ・ 訪問終了後、目ノ越集会所に集合し、防災安全課に報告する。 ・ 防災安全課員は、残留者数を役場指揮本部（課長）に連絡する。	防災安全課 消防署員2名 消防団員4名
住民避難訓練	10:45 11:00	目ノ越集会所	・ 係員は目ノ越集会所に集合 ①福祉車両を活用した要配慮者搬送訓練 ・ 福祉車両を使って要配慮者の搬送を行う。 ・ 搬送は要配慮者宅から目ノ越集会所へ ②住民避難訓練 ・ 住民9名が目ノ越集会所に避難（徒歩又は自家用車） ・ 地区対象者名簿で避難者を確認し、避難者名簿を作成する。 ・ 避難者は、避難者カードに記入する。 ・ 避難者数を指揮本部（課長）に連絡する。	防災安全課 介護・福祉課 防災安全課 健康づくり課 介護・福祉課
安定ヨウ素剤緊急配布訓練	11:30	目ノ越集会所	・ 安定ヨウ素剤の説明をする。 ・ 説明終了後、安定ヨウ素剤簡易問診票兼受領書に記入してもらう。 ・ 安定ヨウ素剤（模擬品）を配布する。	講師：県医療薬務課 他、住民避難訓練の係員等
	12:00	目ノ越集会所	訓練終了	
オフサイトセンター運営訓練	10:00 ～ 14:30	東通OFC 野辺地町役場	・ 通信機器の確認、事前打ち合わせ ・ 市町村の対応、避難状況等の情報収集	防災安全課 総務課 建設環境課 防災安全課

住民避難誘導及び避難所運営訓練（六ヶ所村）実施要領

1. 訓練目的

地震及び津波並びに東北電力(株)東通原子力発電所で事故が発生したことを想定し、住民の指定避難所等への避難及び原子力災害時における一時集合場所への集合、一次避難施設への避難を実施し、住民に対する避難方法の周知及び防災業務関係者の緊急時対応能力の向上を図る。

2. 訓練時間

平成30年11月11日（日）9：00～13：00

3. 避難対象地区

尾駈地区（尾駈、尾駈浜、野附、尾駈レイクタウン、老部川）

4. 避難場所等

（1）津波災害

①津波に係る指定緊急避難場所（指定避難所） 尾駈小学校

（2）原子力災害

- ①一時集合場所 尾駈小学校
- ②避難退域時検査場所 南小学校敷地内
- ③一次避難施設 南小学校

5. 訓練項目

（1）津波災害に係る避難訓練

①地震発生【9：00】

②津波に伴う避難指示【9：05】

青森県太平洋沿岸に大津波警報が発表されたことを想定し、村は対象地区住民に対して避難指示を発令し、住民は津波の指定緊急避難場所（指定避難所）である尾駈小学校へ避難する。

③指定避難所における活動【9：05以降】

福祉班員は、避難住民の住民登録を実施し、避難状況を村災害対策本部へ連絡する。

（2）原子力災害に係る避難訓練

①訓練の再開及び訓練想定【9：30】

大津波警報の発表による避難指示から時間を経過させ、以下の状況から訓練を再開する。

- ・大津波警報及び津波注意報は解除されている状況。
- ・避難経路となる国道等については通行が可能。

- ・原子力災害が発生し、放射性物質の放出により尾駁地区に避難指示が発令され、安定ヨウ素剤の受け取りのため住民が一時集合場所である尾駁小学校へ参集している状況。

なお、訓練の再開前に、原子力対策課員から訓練想定及び原子力災害時の避難計画について説明を行う。

②安定ヨウ素剤の配布及び服用指示【9：50】

福祉班員は、一時集合場所へ参集した住民に対し、安定ヨウ素剤の緊急配布実施要領（案）に基づき、決められた手順に従い安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示する。

また、福祉班員は、安定ヨウ素剤配布終了後、配付状況を村災害対策本部へ連絡する。

③一時集合場所から避難退域時検査場所への避難【10：15】

福祉班員は、村及び青森県手配のバスにより、安定ヨウ素剤の配布を受けた住民を、避難退域時検査場所である南小学校へ避難するよう誘導する。

なお、村避難計画では自家用車避難を基本としていることから、原子力対策課職員はバスに同乗し、村避難計画の内容について説明を行う。

④避難退域時検査及び簡易除染【11：00】

南小学校における避難退域時検査及び簡易除染については、別途青森県が定める訓練実施要領に基づき実施する。

⑤一次避難施設における活動【11：10】

福祉班職員は、避難退域時検査を終え、南小学校講堂に避難した住民の住民登録を行う。

また、訓練終了後、住民に対する原子力防災に関する講習会を行う。

6. 参加者住民数

44名

7. 参集範囲（村職員）

- ・福祉班員 3名（一時集合場所及び一次避難施設）
- ・健康班員 3名（避難退域時検査場所）
- ・原子力対策課員 3名（バス随行及び避難計画の説明）

通信連絡訓練（六ヶ所村）実施要領

1. 訓練目的

東北電力(株)東通原子力発電所で事故が発生したことを想定した関係機関との通信連絡を実施し、災害時における防護対策の確認及び防災業務関係者の緊急時対応能力の向上を図る。

2. 訓練時間

平成30年11月 9日（金） 10：00～11：30（社会福祉施設等）

平成30年11月10日（土） 9：00～10：30（青森県、東北電力）

平成30年11月11日（日） 9：00～13：00（村内避難所等）

3. 訓練内容

①東通原子力発電所との通信連絡

専用回線等を用いた通信連絡を実施する。

②青森県等関係機関との通信連絡

専用回線等を用いた通信連絡を実施する。

③村内避難施設等との通信連絡

以下の施設（又は職員）を対象に、災害優先電話による通信連絡を実施する。

- ・福祉班員（尾駸小学校、南小学校）
- ・社会福祉施設（貴宝園、ぼんてん荘）

4. 連絡内容

（1）東北電力からの通報

- ① 9：00頃 警戒事態の発生に伴う通報
- ② 10：00頃 施設敷地緊急事態の発生に伴う通報

（2）青森県からの連絡

- ① 9：15頃 警戒事態発生に係る情報及び県の対応状況
- ② 10：15頃 施設敷地緊急事態発生に係る情報及び県の対応状況

5. 参集範囲（村職員）

- ・災害対策班員 2名【東北電力、青森県】
- ・福祉班員 2名【社会福祉施設1、村内避難所等1】

住民広報訓練（六ヶ所村）実施要領

1. 訓練目的

地震及び津波並びに東北電力(株)東通原子力発電所で事故が発生したことを想定し、住民に対する広報を実施し、情報伝達方法の確認及び防災業務関係者の緊急時対応能力の向上を図る。

2. 訓練時間

平成30年11月11日（日）9：00～10：30

3. 対象地区

尾駈地区（尾駈、尾駈浜、野附、尾駈レイクタウン、老部川）

4. 内容

	放送内容	防災行政用無線	※フェイスブック	※ロックTV (L字放送)	※エリアメール	車両広報
9:00	地震発生 津波に注意	○	○	—	—	—
9:05	大津波警報 (サイレン吹鳴) 避難指示	○	○	—	—	—
9:30	施設敷地緊急事態 屋内退避準備	○	○	○	○	○
9:45	全面緊急事態 屋内退避指示	○	○	○	—	○
10:00	放射性物質放出 避難指示	○	○	○	—	○

※印は、地区の限定が出来ないため、村内全域に放送される。

5. 参集範囲

- ・防災行政用無線 — 総務班員1名、六ヶ所消防署1名
- ・フェイスブック — 国際教育研修センター職員2名
- ・ロックTV — 総務班員1名
- ・エリアメール — 総務班員1名（ロックTVと兼務）
- ・車両広報 — 六ヶ所消防署2名

6. 実施機関

北部上北広域事務組合消防本部六ヶ所消防署、六ヶ所村

社会福祉施設等屋内退避訓練（六ヶ所村）実施要領

1. 訓練目的

東北電力(株)東通原子力発電所1号機において、原子力災害が発生したことを想定し、広域避難が困難な要配慮者等を屋内退避させるために放射線防護対策を実施した社会福祉施設において、屋内退避訓練を行い、原子力災害発生時の初動対応の周知及び対応能力の向上を図る。

また、村の指定避難所のうち、放射線防護対策を実施した施設を対象に、避難住民の受入れ準備のため、放射線防護対策施設の操作確認を行い、防災業務関係者の緊急時対応能力の向上を図る。

2. 対象社会福祉施設等

社会福祉法人延寿福社会特別養護老人ホーム貴宝園、社会福祉法人松緑福社会特別養護老人ホームぼんてん荘、文化交流プラザ「スワニー」

3. 訓練時間

平成30年11月 9日（金）10：00～11：30【社会福祉施設】

平成30年11月10日（土）14：00～15：00【文化交流プラザ】

4. 訓練項目

（1）社会福祉施設

①施設に対する屋内退避準備の要請

- ・施設敷地緊急事態発生を受け、村災害対策本部福祉班から施設に対し、屋内退避の準備を要請する。
- ・要請を受けた施設は、職員間で情報を共有する。

②屋内退避準備の実施及び放射線設備の起動準備

- ・施設職員は、利用者に対して屋内退避を行うことを呼びかけ、利用者の点呼及び容態の確認を行う。
- ・施設職員は、窓、扉、カーテン等を閉め、換気扇等は停止させる。
- ・施設で定める運転マニュアル等に基づき、決められた手順に従い放射線防護設備を操作する。（なお、設備の起動により支障が出る場合は、運転手順の確認のみとする。）

③屋内退避準備完了報告及び全面緊急事態に伴う屋内退避指示

- ・施設から村災害対策本部に対し、利用者の人数、利用者の容態、職員数、屋内退避準備を完了したことを連絡する。
- ・村災害対策本部から施設に対し、屋内退避を指示する。
- ・施設は、放射線防護対策設備を起動させ、屋内退避を実施する。（なお、設備の起動により支障が出る場合は、運転手順の確認のみとする。

(2) 文化交流プラザ「スワニー」

①施設敷地緊急事態に伴う施設に対する職員の派遣

- ・施設敷地緊急事態発生を受け、村災害対策本部から施設に対し、村職員を派遣する。
- ・施設職員は、館内放送により入館者への広報を実施する。

②屋内退避準備の実施及び放射線設備の起動準備

- ・村職員は、あらかじめ定める運転マニュアル等に基づき、決められた手順に従い放射線防護設備を操作する。（なお、設備の起動により支障が出る場合は、運転手順の確認のみとする。）

③全面緊急事態に伴う屋内退避指示

- ・村災害対策本部から連絡を受けた村職員は、放射線防護対策設備を起動させる。

6. 参集範囲

- ・文化交流プラザ職員 1名
- ・社会福祉施設職員及び入所者 144名
- ・原子力対策課員 2名

7. 参加機関

六ヶ所村、社会福祉法人延寿福祉会特別養護老人ホーム貴宝園、社会福祉法人松緑福祉会特別養護老人ホームぼんてん荘、一般財団法人六ヶ所村文化振興公社

避難行動要支援者搬送訓練（六ヶ所村）実施要領

1. 訓練目的

東北電力(株)東通原子力発電所で事故が発生したことを想定し、職員による福祉車両を活用した避難行動要支援者の搬送訓練を実施し、福祉車両の取扱技術の向上を図る。

2. 訓練時間

平成30年11月11日（日）9：30～10：30

3. 訓練想定

津波浸水予想区域外の住民であり、車椅子による搬送が必要かつ避難を行うことによりかえって健康上のリスクが高まる避難行動要支援者を想定し、支援者の支援のもと、福祉車両による搬送を実施する。

4. 訓練場所

（1）福祉車両派遣先

老部川集会所（避難行動要支援者の自宅と想定）

（2）避難先

文化交流プラザ「スワニー」（放射線防護対策施設）

5. 訓練内容

（1）避難行動要支援者自宅への職員及び福祉車両の派遣

（2）避難行動要支援者の避難先までの搬送

6. 参集範囲

- ・福祉班員 2名
- ・避難行動要支援者 1名（役場職員が模擬）
- ・支援者 1名（役場職員が模擬）